

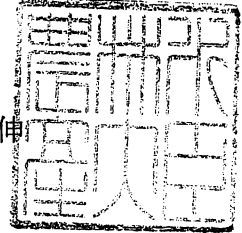
16消安第7176号

平成16年12月13日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



日本農林規格の見直し等について（諮問）

下記の日本農林規格の見直し及び品質表示基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2及び第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）
- 2 果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）
- 3 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成8年3月28日農林水産省告示第388号）
- 4 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1634号）
- 5 炭酸飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1682号）
- 6 果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）
- ⑦ 農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）

農産物漬物品質表示基準の改正について（案）

平成17年8月26日

農 林 水 産 省

1 改正の趣旨

農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）の見直しに伴い、農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

農産物漬物品質表示基準について、「はくさいキムチ」、「はくさい以外の農産物キムチ」等の定義を設けること等の改正を行う。

改 正		案		現 行	
農産物漬物品質表示基準 (趣旨) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]		農産物漬物品質表示基準 (趣旨) 第1条 農産物漬物（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		農産物漬物品質表示基準 (趣旨) 第1条 農産物漬物（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義	用 語	定 義
農 産 物 漬 物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したものの若しくはしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ、からし粉、もろみ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを含んだものをいう。	農 産 物 漬 物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したものの若しくはしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ、からし粉、もろみ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを含んだものをいう。	農 産 物 漬 物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したものの若しくはしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ、からし粉若しくはもろみを用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを含んだものをいう。
農 産 物 ぬ か 漬 け 類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に砂糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬けたもの 2 1を砂糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに割りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの 3 1を塩ぬかに砂糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたものの	農 産 物 ぬ か 漬 け 類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に砂糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬けたもの 2 1を砂糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに割りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの 3 1を塩ぬかに砂糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたものの	農 産 物 ぬ か 漬 け 類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に砂糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬けたもの 2 1を砂糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに割りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの 3 1を塩ぬかに砂糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたものの
[略]	[略]	た く あ ん 漬 け	農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。）により脱水したものをいう。	た く あ ん 漬 け	農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。）により脱水したものをいう。
農 産 物 し ょ う ゆ 漬 け 類	次に掲げるものをいう。 1 [略] 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの	農 産 物 し ょ う ゆ 漬 け 類	次に掲げるものをいう。 1 [略] 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの	農 産 物 し ょ う ゆ 漬 け 類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの
ふ く じ ん 漬 け	農産物しょうゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はしその実若しくはごまのうち5種類以上の原材料を主原料とし漬けたものをいう。	ふ く じ ん 漬 け	農産物しょうゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はしその実若しくはごまのうち5種類以上の原材料を主原料とし漬けたものをいう。	ふ く じ ん 漬 け	農産物しょうゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ若しくはしいたけを細刻したもの又はしその実若しくはごまのうち5種類以上の原材料を主原料とし漬けたものをいう。

農産物かす漬け類	農産物漬物のうち、酒かす又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「酒かす等」と総称する。）に漬けたものをいう。
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
農産物酢漬け類	次に掲げるものをいう。 1 〔略〕 2 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に砂糖類、ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
農産物塩漬け類	次に掲げるものをいう。 1 〔略〕 2 農産物漬物のうち、塩に砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
調味梅漬け	梅漬けを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
調味梅干し	梅干しを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの又は調味梅漬けを干したもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
農産物みそ漬け類	農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「みそ等」と総称する。）に漬けたものをいう。
農産物からし漬け類	農産物漬物のうち、からし粉にからし油、粉わさび、砂糖類、みりん等を加えたものに漬けたものをいう。
農産物こうじ漬け類	農産物漬物のうち、こうじ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの又はこれにぶり、さけ等の水産物を加えて漬けたものをいう。
〔略〕	〔略〕
農産物もろみ漬け類	農産物漬物のうち、もろみ又はこれに砂糖類、しょうゆ等を加えたものに漬けたものをいう。
農産物赤とうがらし漬け類	農産物漬物のうち、赤とうがらし粉若しくは赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類又はだいこんを細刻、小切り又は破壊したものを加えて漬けたもの

農産物かす漬け類	農産物漬物のうち、酒かす又はこれに糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「酒かす等」と総称する。）に漬けたものをいう。
な ら 漬 け	農産物かす漬け類のうち、酒かす等を用いて漬けることにより、塩抜き又は調味したものを、仕上げかす（最終の漬けに用いる酒かす等をいう。）に漬けたものをいう。）
刻 み な ら 漬 け	農産物かす漬け類のうち、なら漬けを細刻したものを酒かす等と練り合わせて漬けたものをいう。
わ さ び 漬 け	農産物かす漬け類のうち、わさびの根茎、葉柄等を細刻したものを酒かす等と練り合わせて漬けたものをいう。
山 海 漬 け	農産物かす漬け類のうち、農産物を細刻したものに水産物を加えたものを、酒かす等にからし粉、粉わさび等を加えたものと練り合わせて漬けたものをいう。
農産物酢漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に糖類、ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの
らっきょう酢漬け	農産物酢漬け類のうち、らっきょうを主原料とするものを漬けたものをいう。
しょうが酢漬け	農産物酢漬け類のうち、しょうがを主原料とするものを漬けたものをいう。
農産物塩漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、塩に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、塩に糖類、食酢、梅酢、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの
梅 漬 け	農産物塩漬け類のうち、梅の果実を漬けたもの又はこれを梅酢若しくは梅酢に塩水を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
梅 干 し	梅漬けを干したものをいう。
調味梅漬け	梅漬けを糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
調味梅干し	梅干しを糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの又は調味梅漬けを干したもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
農産物みそ漬け類	農産物漬物のうち、みそ又はこれに糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「みそ等」と総称する。）に漬けたものをいう。
農産物からし漬け類	農産物漬物のうち、からし粉にからし油、粉わさび、糖類、みりん等を加えたものに漬けたものをいう。
農産物こうじ漬け類	農産物漬物のうち、こうじ又はこれに糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの又はこれにぶり、さけ等の魚介類を加えて漬けたものをいう。
べ っ た ら 漬 け	農産物こうじ漬け類のうち、だいこんを漬けたものをいう。
農産物もろみ漬け類	農産物漬物のうち、もろみ又はこれに糖類、しょうゆ等を加えたものに漬けたものをいう。

	たもの（以下「赤とうがらし粉等」と総称する。）若しくはこれらにんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類、だいこん以外の野菜、果実、ごま、ナッツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉又は小麦粉等（以下「赤とうがらし粉等以外の漬け原材料」と総称する。）を加えたものに漬けたもの（赤とうがらし粉固有の色沢を有するものに限る。）をいう。
はくさいキムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさいを主原料として、赤とうがらし粉等（にんにく、しょうが若しくはにんにく以外 のねぎ類のうち、2種類以上を使用したものに限る。はくさい以外の農産物キムチの項において同じ。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。
はくさい以外の農産物キムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさい以外の農産物を主原料として、赤とうがらし粉等又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。
〔略〕	〔略〕

（一括表示事項）

第3条 輸入品以外の農産物漬物（容器又は包装の面積が30cm²以下であるものを除く。）にあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、原料原産地名とする。
〔削る。〕

2 ふくじん漬け、刻みなら漬け、わさび漬け、山海漬け、らっきょう酢漬け、梅漬け及び梅干し、調味梅漬け及び調味梅干し並びにもろみ漬け以外の農産物漬物（薄切りにし又は細刻若しくは小切りしたものを原料としたものを除く。）については、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定に従い、内容量の表示を省略することができる。

（表示の方法）

第4条 名称、原材料名、原料原産地名及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 名称
加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア たくあん漬けにあっては「たくあん漬」と、たくあん漬け以外の農産物ぬか漬け類にあっては「ぬか漬」と、ふくじん漬けにあっては「ふくじん漬」と、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬類にあっては「しょうゆ漬」と、なら漬けにあっては「なら漬」と、刻みなら漬けにあっては「刻みなら漬」と、わさび漬けにあっては「わさび漬」と、山海漬けにあっては「山海漬」と、なら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬け類にあっては「かす漬」と、らっきょう酢漬けにあっては「らっきょう酢漬」又は「らっきょう甘酢漬」と、しょうが酢漬けにあっては「しよ

		主 な 原 材 料	原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位（内容重量が300g以下のものにあっては、上位3位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。
--	--	-----------	--

（一括表示事項）

第3条 輸入品以外の農産物漬物（容器又は包装の面積が30cm²以下であるものを除く。）にあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。

2 農産物漬物の製造業者が一般消費者に直接販売する場合にあっては、加工食品品質表示基準第3条第1項ただし書の規定にかかわらず、その容器又は包装に同項第1号、第3号及び第6号に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

3 ふくじん漬け、刻みなら漬け、わさび漬け、山海漬け、らっきょう酢漬け、梅漬け及び梅干し、調味梅漬け及び調味梅干し並びにもろみ漬け以外の農産物漬物（薄切りにし又は細刻若しくは小切りしたものを原料としたものを除く。）については、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定に従い、内容量の表示を省略することができる。

（表示の方法）

第4条 名称、原材料名、原料原産地名及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 名称
加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア たくあん漬けにあっては「たくあん漬」と、たくあん漬け以外の農産物ぬか漬け類にあっては「ぬか漬」と、ふくじん漬けにあっては「ふくじん漬」と、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬類にあっては「しょうゆ漬」と、なら漬けにあっては「なら漬」と、刻みなら漬けにあっては「刻みなら漬」と、わさび漬けにあっては「わさび漬」と、山海漬けにあっては「山海漬」と、なら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬け類にあっては「かす漬」と、らっきょう酢漬けにあっては「らっきょう酢漬」又は「らっきょう甘酢漬」と、しょうが酢漬けにあっては「しよ

うが酢漬」又は「しょうがが甘酢漬」と、らっきょう酢漬及びしょうが酢漬以外の農産物酢漬類にあっては「酢漬」と、梅漬けにあっては「梅漬」（小梅を使用したものにあっては、「小梅漬」と、梅干しにあっては「梅干」（小梅を使用したものにあっては、「小梅干」と、調味梅漬けにあっては「調味梅漬」（小梅を使用したものにあっては、「調味小梅漬」と、梅漬け及び梅干し並びに調味「調味梅干」（小梅を使用したものにあっては、「調味小梅干」と、梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農産物塩漬類にあっては「塩漬」と、農産物みそ漬類にあっては「みそ漬」と、農産物からし漬け類にあっては「からし漬」と、べつたら漬けにあっては「べつたら漬」と、べつたら漬け以外の農産物こうじ漬け類にあっては「こうじ漬」と、農産物もろみ漬け類にあっては「もろみ漬」と、はくさいキムチにあっては「はくさいキムチ」又は「キムチ」と、はくさいキムチ以外の農産物キムチにあっては「農産物キムチ」と、はくさいキムチ及びはくさい以外の農産物キムチ以外の農産物赤とうがらし漬け類にあっては「赤とうがらし漬」と、これら以外の農産物漬物類にあっては「漬物」と記載すること。ただし、ふくじん漬、刻みなら漬、わさび漬、山海漬、らっきょう酢漬、梅漬、梅干し、調味梅漬、調味梅干し、農産物からし漬け類及び農産物もろみ漬け類以外の農産物漬物のうち、薄切り又は細刻若しくは小切りしたものは「農産物赤とうがらし漬」に類にあっては、主原料のものに限る。）にあっては、名称の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。

イ 1 種類の原材料を漬けたもの（はくさいキムチ及びはくさい以外の農産物キムチを除く。）にあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりしゅうゆ漬」、「きゅうりみそ漬」等と記載することができる。

ロ はくさい以外の農産物キムチにあっては、アの規定にかかわらず、主原料の最も一般的な名称により「きゅうりキムチ」、「だいこんキムチ」、「にんにくキムチ」等と記載することができる。

(2) 原材料名
[略]

ア [略]

(4) 漬けた原材料以外の原材料は、「漬けた原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

a 砂糖類以外の原材料にあっては、「米ぬか」、「食塩」、「とうがらし」、「こんぶ」、「削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、米ぬかその他のぬか類にあっては「ぬか類」と、とうがらし（農産物赤とうがらし漬け類に使用するものを除く。）その他の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載

うが酢漬」又は「しょうがが甘酢漬」と、らっきょう酢漬及びしょうが酢漬以外の農産物酢漬類にあっては「酢漬」と、梅漬けにあっては「梅漬」（小梅を使用したものにあっては、「小梅漬」と、梅干しにあっては「梅干」（小梅を使用したものにあっては、「小梅干」と、調味梅漬けにあっては「調味梅漬」（小梅を使用したものにあっては、「調味小梅漬」と、梅漬け及び梅干し並びに調味「調味梅干」（小梅を使用したものにあっては、「調味小梅干」と、梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農産物塩漬類にあっては「塩漬」と、農産物みそ漬類にあっては「みそ漬」と、農産物からし漬け類にあっては「からし漬」と、べつたら漬けにあっては「べつたら漬」と、べつたら漬け以外の農産物こうじ漬け類にあっては「こうじ漬」と、農産物もろみ漬け類にあっては「もろみ漬」と、これら以外の農産物漬物類にあっては「漬物」と記載すること。ただし、ふくじん漬、刻みなら漬、わさび漬、山海漬、らっきょう酢漬、梅漬、梅干し、調味梅漬、調味梅干し、農産物からし漬け類及び農産物もろみ漬け類以外の農産物漬物のうち、薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあっては、名称の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。

イ 1 種類の原材料を漬けたものにあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりしゅうゆ漬」、「きゅうりみそ漬」、「きゅうりみそ漬」等と記載することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(7)及び(8)の順に、次に定めるところにより記載すること。

(7) 漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しょうが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を記載すること。ただし、漬けた原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。

(4) 漬けた原材料以外の原材料は、「漬けた原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

a 砂糖類以外の原材料にあっては、「米ぬか」、「食塩」、「とうがらし」、「こんぶ」、「削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、米ぬかその他のぬか類にあっては「ぬか類」と、とうがらしその他の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載

載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

。使用した砂糖類が2種類以上の場合、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖等果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第111項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書きの規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) 原料原産地名

輸入品以外の農産物遺物（容器又は包装の面積が30c.m.²以下であるものを除く。）にあっては、加工食品品質表示基準第5条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。ただし、原料原産地名を原材料の欄において主な原材料名の次に括弧を付して記載することができる。

ア 農産物遺物の主な原材料の原産地名は、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に、次に定めるところにより記載すること。農産物遺物の主な原材料以外の漬けた原材料の原産地名についても、同様に記載することができる。

(7) 農産物

国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする主な原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができる。

(4) 水産物

a 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする主な原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。）を、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

b 輸入品にあっては、aの規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。

イ 原産地が1のみである場合及び主な原材料が1種類のみである場合には、原産地名について原材料の記載を省略することができる。

ウ 原産地を2以上記載する場合には、次に定めるところにより記載することができる。

(7) 原産地名及び原材料の名称（イの規定により原材料の記載を省略する場合には、原産地名

すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

。使用した砂糖類が2種類以上の場合、bの規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖等果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条第1項第1号ホ及び第2号、第111項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書きの規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) 原料原産地名

輸入品以外の農産物遺物（容器又は包装の面積が30c.m.²以下であるものを除く。）にあっては、加工食品品質表示基準第5条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 農産物遺物の主な原材料の原産地名は、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に、次に定めるところにより記載すること。農産物遺物の主な原材料以外の漬けた原材料の原産地名についても、同様に記載することができる。

(7) 農産物

国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする主な原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができる。

(4) 水産物

a 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする主な原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。）を、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

b 輸入品にあっては、aの規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。

イ 原産地が1のみである場合及び主な原材料が1種類のみである場合には、原産地名について原材料の記載を省略することができる。

ウ 原産地を2以上記載する場合には、次に定めるところにより記載することができる。

）の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して記載すること。
ただし、(4)に定めるところにより原産地を記載する場合を除く。

(4) 原材料の記載が2以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も少ない当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって記載し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の記載を省略すること。

(4) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、農産物ぬか漬け類にあっては塩ぬか及び調味液を除いた重量を、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（山菜及び菜類を主原料としたものを除く。）又はその実を主原料としたものを除く。）にあっては調味液を除いた重量を、なら漬け並びになら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬け類（細刻若しくは小切りしたものはんにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）にあっては酒かす等を除いた重量を、らっきょう酢漬け、しょうが酢漬け並びにらっきょう酢漬け及びしょうが酢漬け以外の農産物酢漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたものを除く。）にあっては調味液を除いた重量を、農産物塩漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたものを除く。）を除いた重量（ただし、調味梅漬け及び調味梅干しであって、細刻したしそ、かつお削りぶし等を用いたものにあつては、これを含めた重量）を、農産物みそ漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたものはんにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）にあってはみそ等を除いた重量を、農産物こうじ漬け類にあっては調味液を除いた重量を、農産物赤とうがらし漬け類（主原料を薄切り又は細刻若しくは小切りしたものはんにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）を除く。）にあっては調味液を除いた重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

〔削る〕

(表示禁止事項)

第5条 〔略〕

(7) 原産地名及び原材料の名称（イの規定により原材料の記載を省略する場合にあっては、原産地名）の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して記載すること。
ただし、(4)に定めるところにより原産地を記載する場合を除く。

(4) 原材料の記載が2以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も少ない当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって記載し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の記載を省略すること。

(4) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、農産物ぬか漬け類にあっては塩ぬか及び調味液を除いた重量を、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（山菜及び菜類を主原料としたものを除く。）又はその実を主原料としたものを除く。）にあっては調味液を除いた重量を、なら漬け並びになら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬け類（細刻若しくは小切りしたものはんにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）にあっては酒かす等を除いた重量を、らっきょう酢漬け、しょうが酢漬け並びにらっきょう酢漬け及びしょうが酢漬け以外の農産物酢漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたものを除く。）にあっては調味液を除いた重量を、農産物塩漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたものを除く。）を除いた重量（ただし、調味梅漬け及び調味梅干しであって、細刻したしそ、かつお削りぶし等を用いたものにあつては、これを含めた重量）を、農産物みそ漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたものはんにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）にあってはみそ等を除いた重量を、農産物こうじ漬け類にあっては調味液を除いた重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。
(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、これを表示してはならない。ただし、品評会で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年12月21日(火)
14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直し(改正)について

- ア 地鶏肉の日本農林規格
- イ 果実飲料の日本農林規格
- ウ 炭酸飲料の日本農林規格
- エ にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- オ 農産物漬物の日本農林規格

(2) 品質表示基準の改正について

- ア 果実飲料品質表示基準
- イ 炭酸飲料品質表示基準
- ウ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- エ 農産物漬物品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて(案)
- 3 果実飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 4 果実飲料品質表示基準の改正について(案)
- 5 炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて(案)
- 6 炭酸飲料品質表示基準の改正について(案)
- 7 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の見直しについて(案)
- 8 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準の改正について(案)
- 9 農産物漬物の日本農林規格の見直しについて(案)
- 10 農産物漬物品質表示基準の改正について(案)
- 11 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○加藤 信子	関西生活者連合会理事
○斉藤 俊子	主婦 (食品表示ウォッチャー)
○塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長
○並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
石倉 悠吉	(社) 日本フードサービス協会理事
江上 徹	(社) 全国清涼飲料工業会技術部長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
倉石 要一	全日本漬物協同組合連合会 J A S 規格改正検討委員会専門委員
小早川 好弘	(社) 全国トマト工業会技術委員会委員長
小林 隆男	(社) 日本果汁協会技術委員長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森 英雄	(社) 日本食鳥協会副会長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(農産物漬物品質表示基準)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H17.1.7～2.6)

(1) 受付件数

食品(農産物漬物)製造企業 1件

食品(農産物漬物)製造業界団体 1件

合計 2件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント (募集期間：H17.6.23～8.25)

受付件数：なし

【農産物漬物品質表示基準】

パブリックコメントの募集に寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
一括表示の事項名については、「名称」又は「品名」表記が可能であるが、今後、「名称」に統一するのか。	現在、品質表示基準における用語は「名称」としていますが、これまでの経緯を踏まえて「品名」も認めています。現在のところ、用語の統一は考えていません。
原料原産地の表示方法について、加工食品品質表示基準による原料原産地の表示の方法と同様に「原料原産地名」欄を設けての表示とともに、「原材料名」欄に括弧を付して表示ができるように認めてほしい。	農産物漬物での原料原産地表示の表示方法は、加工食品品質表示基準で原料原産地表示が規定される前に規定されたことから、表示の方法が異なっていましたが、御指摘を踏まえ、農産物漬物に加工食品品質表示基準同様の原料原産地表示を行うことができるよう措置することとします。